

第 10 章 文化財の防災・防犯体制

1 市内における災害の歴史

流山市は、標高約 20m の台地と 5～6m の低地で成り立っています。台地は、千葉県北西部に広がる下総台地と呼ばれる平坦な台地で、水利は良いとは言えないものの、地震や水害の被害も稀で、現代の生活の場としては良好な土地です。一方、江戸川や坂川の流域は標高 5～6m の低地でかつては田んぼが広がっていましたが、現在は宅地化が進んでいます。

市内の災害の歴史は、江戸時代の史料から振り返ることができます。古文書からは、大雨や台風により江戸川堤防が決壊や越水し、洪水に見舞われていたことがわかっています。流山本町地区では、河岸や醸造業の発展とともに住居が建ちならんでおり、しばしば大火となった記録が残っています。地震被害では、安政 2 年（1855）に起きた江戸安政地震の記録が駒木新田（現・駒木台）鐙木家文書から居宅・土蔵・穀蔵に「破れ」など被害の様子を知ることができます。

明治以降でも、水害の記録を多く見ることができます。明治時代から昭和前期（戦前）では、大雨・台風によって江戸川や利根運河の堤防が決壊し、洪水を引き起こしています。戦後は、堤防のかさ上げにより堤防決壊の水害はなくなりましたが、都市開発による内水氾濫が発生しています。地震では、関東大震災・東日本大震災があげられますが、震源よりやや離れた場所であったことから、死傷者はなく、家屋の全半壊が数件程度と、被害の規模は比較的小さいものでした。

これまでの災害記録から、流山市内で起こりうる被害は、低地での洪水被害・液状化現象、地震に伴う火災被害、老朽化した建物の損壊、放火や盗難に対する対応を検討する必要があります。

2 災害時の危機管理

災害時の危機管理として、流山市では流山市地域防災計画（平成 24 年改訂）を策定しているほか、地震ハザードマップ（平成 25 年 12 月作成）、洪水ハザードマップ（令和 2 年 9 月作成）を策定し、市民に周知を図っています。

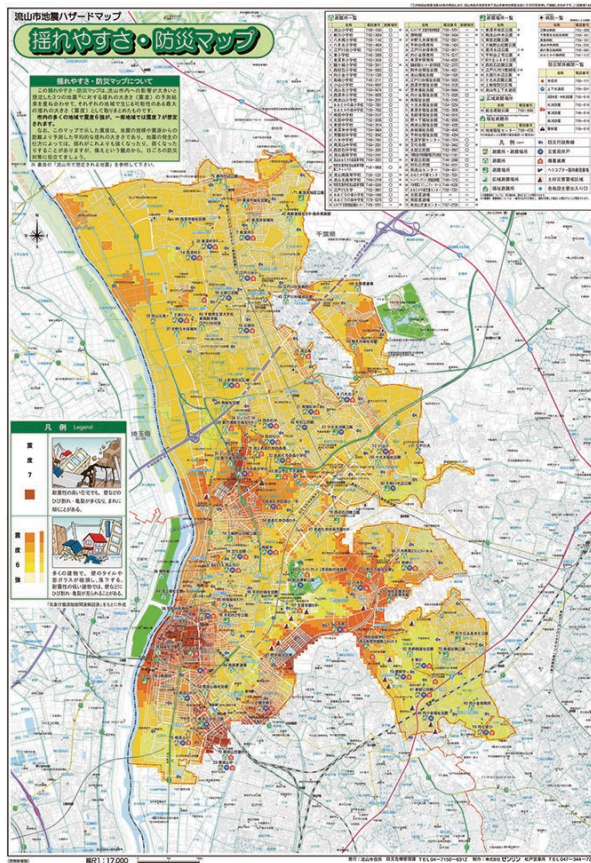


図23 流山市防災ハザードマップ

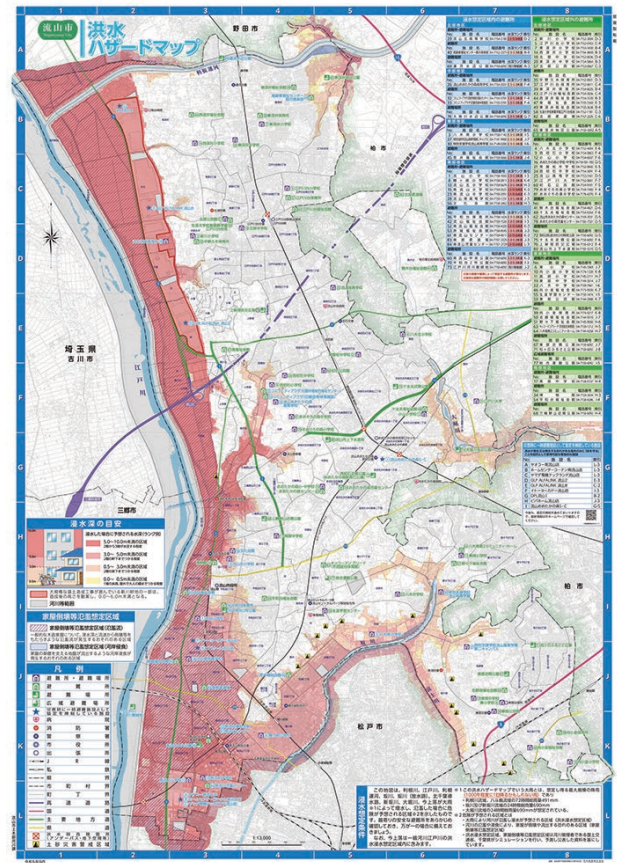


図24 流山市洪水ハザードマップ

3 文化財の防災・防犯に関する課題・方針・取組

地域防災計画では、市指定文化財に対して、災害時の保全が位置づけられています。一方で、未指定文化財、博物館収蔵資料、埋蔵文化財資料については、保全措置の位置づけがない状況です。

博物館の館有資料については、千葉県博物館協会内で資料救済ネットワークが整備されています。このネットワークでは、近隣館同士で所蔵資料の情報共有や災害時の被害状況を確認するシステムが確立しています。しかしながら、令和元年9月の台風15号被害では、基幹館の電源喪失により、救済ネットワークが機能しなかった事態が発生しました。このことは、今後の災害に対して様々なネットワークを構築していく必要があることを示しました。

市内の文化財には、地震ハザードマップや洪水ハザードマップをみると被災しやすい場所に所在しているものがあります。また全国的に文化財の盗難も相次いでおり、平常時での見回りも重要です。

現在のところ、流山市では、指定文化財への保全の措置や博物館資料救済ネットワーク

が整備されていますが、未指定文化財への防災・防犯や市民や団体、そして文化財所有者と連携した防災・防犯体制はできていません。

このため、指定文化財をはじめ、未指定文化財、博物館資料の防災・防犯の体制やネットワークを構築していく必要があります。また、有事の際には県や文化財防災センターへの救援を要請し、救済体制を整えていく必要があります。

この計画の作成にあたり、平常時防災・防犯体制、災害時の防災・防犯について市民や団体・文化財所有者と連携を図る体制を構築していきます。また、国宝・重要文化財（建造物）等の防火対策ガイドライン、国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火対策ガイドラインに準じた建造物や博物館の防火体制を整えていきます。さらに、災害時の対応に備えた文化財救済マニュアルの作成を進めていきます。

（1）平常時の体制



（2）災害時の体制

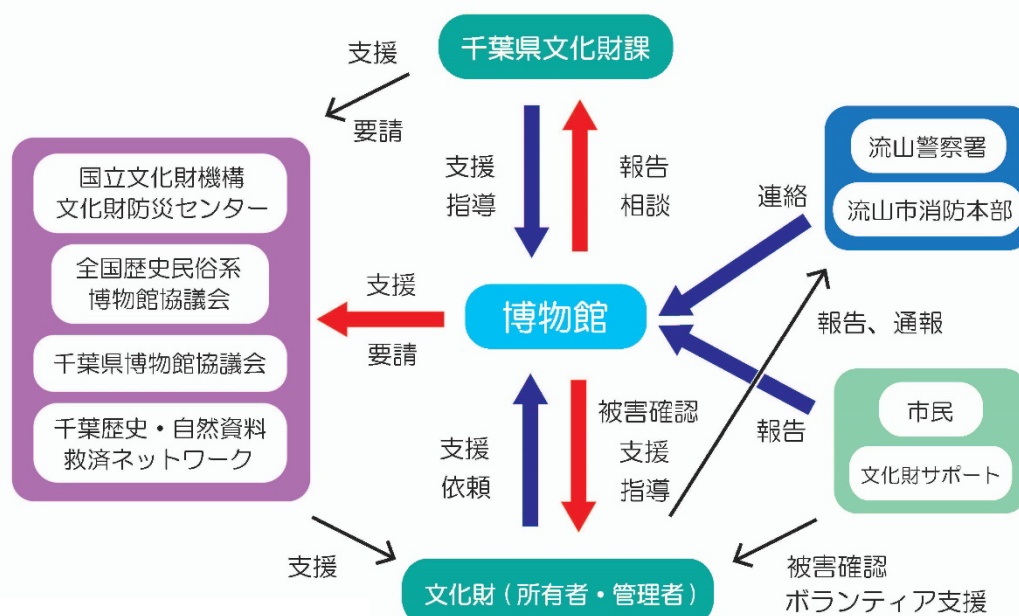


図 25 文化財の防災・防犯体制図

番号	措置	取組	取組主体					取組年度						
			市民	地域	団体	専門家	行政	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
1	指定外文化財の保全	地域防災計画との整合を図り、災害時の保全システムの構築を進めていきます。		◎			◎							
2	博物館資料の保全	資料の保全を図るため、県内のネットワークの整備を進めて行くと共に、地域防災計画への位置づけをするように検討していきます。					◎							
3	防災・防犯体制の強化	全国各地で文化財の盗難事件も発生していることから、警察や消防、文化財所有者と連携して、防災・防犯体制の構築を進めていきます。	◎	◎	◎		◎							
4	関係機関との協力体制の構築	庁内の関係各課との連絡調整会議の場を作ると共に、市内各種の団体との協働により市内の歴史文化への理解を深める体制を整備していきます。		◎			◎							
5	所有者・管理者、市民への意識啓発	文化財の管理を徹底していくために、所有者・管理者・市民への防災・防犯対応への啓蒙活動を進めていきます。	◎	◎			◎							
6	定期的な防犯パトロール	市職員をはじめ所有者、文化財ボランティアによる防犯パトロール体制の整備を進めていきます。	○	◎			○							
7	文化財救出マニュアル	災害時の保全マニュアルの作成を進めていきます。	○	○			◎							

番号	措置	取組	取組主体					取組年度						
			市民	地域	団体	専門家	行政	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
8	定期的な防災訓練	文化財防火デーにおける防火・防犯訓練の継続とその周知を図っていきます。	○	◎			◎							
9	文化財ハザードマップの作成	文化財ハザードマップを作成し、防火や水害に対しての普及を図ります。	○	○	○	○	◎							